

2025 年度 東京科学大学基金奨学金

三原正一海外留学支援奨学金のご案内

東京科学大学基金には、企業・団体、同窓生ならびに本学関係者およびそのご家族など、本学と深いご縁のある皆様より、篤いご寄附をいただいております。本学の教育・研究・貢献の質をさらに高めていくための様々な事業活動に活用されています。

特に、学生の奨学を用途とすることを特定されたご寄附については、そのご厚意とご意思を最大限に尊重し、寄附者のお名前を冠した奨学金を設置し、志を持つ学生の学びを支えるとともに、本学の発展にご尽力いただいた皆様への深甚なる敬意と感謝を表しております。

このたび、三原正一様（株式会社インフォマティクス取締役会長）からのご寄付により、海外留学を希望する学生を支援する奨学金が創設されました。

【略歴】

三原 正一（みはら しょういち）氏

1955 年 1 月 1 日 北海道北見市 生まれ

1978 年 3 月 東京工業大学 工学部建築学科 卒業

1980 年 3 月 東京工業大学 大学院理工学研究科建築学専攻 修士課程 修了

1980 年 4 月 T L ヤマギワ研究所入社

1981 年 10 月 エイ・アール・シー・ヤマギワ株式会社入社

1989 年 3 月 同社 取締役に就任

1992 年 7 月 株式会社インフォマティクスに社名を変更し、GIS 事業を推進

2002 年 6 月 代表取締役副社長に就任

2010 年 5 月 代表取締役社長に就任

2019 年 7 月 取締役会長に就任

【三原正一氏からのメッセージ】

教育が、重要なことは、説明するまでもありませんが、学生にとって、最も重要なことは、「自分で考えて、自分で行動して、自分で責任を取れる自律した個人になること」と思います。何をするにも、下調べをして、試行錯誤して、行動を繰り返すことで、良い経験を積み重ね、社会貢献できるものと思います。ですから、学生の若さと新鮮な心の中に、高い志を掲げて、弾けるばかりに、輝く青年が、社会に旅立っていくことを期待しています。若者の未来は、国を超えて、限りなく広がっていると思いますので、小さな志の芽を秘めている人たちを、支援していきたいと考えます。

1. 趣旨・目的

この基金は、海外留学を通じて国際感覚や異文化適応力を身につけ、将来チャレンジ精神とリーダーシップを発揮し、自ら事業を創出又は牽引して社会貢献へと結びつけるべく積極果敢な意思を有する学生の海外留学を支援する。

2. 応募資格・要件

授業料等不徴収協定に基づく派遣交換留学（以下「派遣交換留学」という。）により海外の協定校へ留学する学生であって、下記要件の全てを満たす者

- ① 留学時に本学の大学院修士課程に在籍する学生であり、人物、学業成績、語学力に優れ、心身ともに健康である者。性別、所属は不問。
- ② 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- ③ 将来、海外留学で培った様々な経験を糧に、新たな価値を自ら創造し、事業を創出して社会貢献へと結びつけるべく積極果敢な意思を有する者
- ④ 2026年1月1日から2026年6月30日までの間に派遣交換留学を開始する者
- ⑤ 派遣交換留学の期間が6か月以上（1セメスター以上）1年未満である者
- ⑥ 海外留学に関する他の奨学金を受給しない者

3. 支給額

【欧米地域への留学の場合】 合計（最大）270万円

- 一時金： 30万円
- 支給月額： 20万円

【その他の地域への留学の場合】 合計（最大）200万円

- 一時金： 20万円
- 支給月額： 15万円

*支給月数（支給回数）は、派遣交換留学の期間に応じて、1人当たり6月（6回）から12月（12回）の範囲とし、派遣交換留学の期間を31日ごとに区切って算出する。支給対象月は、原則、留学開始月から割り当てる。

*留学期間に派遣交換留学による留学期間とその他の留学期間の両方が含まれる場合は、派遣交換留学による留学期間に限り、支給月数の算出対象とする。

4. 支給方法

- *一時金は、派遣交換留学開始の1か月前までに指定された本人名義の国内銀行口座等へ振り込む。
- *月毎の奨学金は、毎月の在籍確認が取れた後、指定された本人名義の国内銀行口座等へ振り込む。
- *支給に係る手続き方法及び提出書類については、支給決定者に別途連絡する。

5. 採用予定人数

最大2名

6. 支給者の決定方法

派遣交換留学春出発合格者のうち本奨学金の受給を希望する者について、派遣交換留学応募書類、学内面接における評価及び学士課程成績に基づき、国際教育推進部門において選考の上、学長が決定し、本人に通知する。

なお、採用後、留学期間・留学計画等の変更がある場合は、速やかにその旨を連絡すること。変更内容によっては、再審査の対象となる。

7. 奨学金支給の停止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を停止する。

- ① 派遣交換留学による留学ではなくなったとき
- ② 退学もしくは転学し、又は除籍になったとき
- ③ 懲戒処分を受けたとき
- ④ 傷病等のため成業の見込みがなくなったとき
- ⑤ 学業成績又は素行が不良になったとき
- ⑥ その他奨学生として適当でない事実があったとき

8. 奨学金の返還

奨学生に奨学生として適当でない事実があった時は、既に支給した奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

9. その他の支給条件等

- * 本学が実施する奨学生採用式に出席すること。詳細は、支給決定者に別途連絡する。
- * 派遣交換留学終了後に提出する「終了報告書」は、「奨学金受給終了報告書」として本学を通じて奨学金寄付者である三原氏へ提出するため、留学中の成果等について詳細に記載すること。
- * その他の条件については、派遣交換留学生募集要項に基づく。

【連絡先】

教育推進部国際教育課 海外留学グループ

Taki Plaza 地下1階

TEL:03-5734-7645

FAX:03-5734-3677

E-mail: outbound@adm.isct.ac.jp